ゴ ルフ場利用税の廃止を求める決議

| 楽施設利用税が廃止されたにもかかわらず、ゴルフ場の利用についてのみ新たに我が国では、平成元年の消費税導入時に、パチンコ場、ボウリング場等に係る娯 「ゴルフ場利用税」を設け、いまだに課税が存続している。

存在しない。 段の担税力を見出すことはできず、またゴルフ場が地方公共団体から特別な行政サ -ビスを受けているという事実もなく、ゴルフ場利用税を課する理由はもはや全く 現在、ゴルフは広く国民スポーツとして楽しまれており、ゴ フ場 の利用者

民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所においてスポーツを行うことがで きる生涯スポーツ社会の実現を理念として定め、国及び地方公共団体はこの理念に のっとり、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有すると規定しており、 「ゴルフ場利用税」はこの理念に反するものである。 一方、平成二十三年には「スポーツ基本法」が制定されたが、同法におい て

にお 許されるものではない。 東京開催が決定した。ゴルフは、次回二〇一六年のリオデジャネイロオリンピック しており、オリンピック開催国において、ゴルフを狙い撃ちした課税を行うことは さらに本年九月には、『二〇二〇年オリンピック・パラリンピック競技大会』の いて、百十二年ぶりにオリンピック夏季大会の正式競技に復帰することが決定

ついては、「ゴルフ場利用税」 決議する。 については即刻廃止すべきである。

平成二十五年十一月二十日

超党派ゴルフ議員連盟

副会長 会長代行 小池 浅尾 小小沢坂 細田 園田 石原 中曾根弘文 百合子 博之 慶一郎 博之 伸晃 憲次 下村 藤井 漆原 安住 田中 良夫 孝男 博文 直紀

事務局次長小宮山泰子 正彦 額賀福志郎

事務局長

生方

幸夫

鋭仁